

## 第2章 災害予防計画

災害発生の未然防止及び災害が発生した場合における被害を最小限にするため、平常時における防災に関する組織の整備、訓練、物資及び資機材の備蓄、整備、点検、施設及び設備の整備、点検等について定める。

### 第1節 防災体制の整備

#### 第1 町の防災組織

第2編 地震災害対策計画 第2章 地震災害予防計画 第1節 防災体制の整備 第1 「町の防災組織」を準用する。

#### 第2 防災組織等の整備

第2編 地震災害対策計画 第2章 地震災害予防計画 第1節 防災体制の整備 第2 「防災組織等の整備」を準用する。

#### 第3 情報通信ネットワークの整備

第2編 地震災害対策計画 第2章 地震災害予防計画 第1節 防災体制の整備 第3 「情報通信ネットワークの整備」を準用する。

## 第2節 災害に強いまちづくりの推進

### 第1 防災まちづくりの推進

第2編 地震災害対策計画 第2章 地震災害予防計画 第2節 地震に強いまちづくりの推進 第1 「防災まちづくりの推進」を準用する。

## 第2 水政計画

河川の整備を推進し、町民等の安全確保の強化に努める。

- |               |
|---------------|
| 1 河川改修        |
| 2 水防法に基づく洪水対策 |

### 1 河川改修

#### (1) 河川の概況

本町の河川は一級河川として鬼怒川、山川、東仁連川、飯沼川の合計4河川である。これらの河川は災害防止のための護岸工事が計画的に進められており、新堀川等の準用河川とあわせて、町民が安心して暮らせるように改修事業を進める必要がある。

#### (2) 河川改修事業【国、県】

##### 【鬼怒川河川改修】

鬼怒川は昭和2年から改修工事が施行されているが、堤防の整備率は未だ低く、全般的に河積が狭小のうえ、地質が極めて悪く、更に河川が緩勾配のため利根川の逆流でしばしば危険な状態になるので改修の促進が望まれている。

平成27年関東・東北豪雨により、現在、国（下館河川事務所）が鬼怒川緊急対策プロジェクトを実施し、ハード・ソフトが一体となった緊急的な治水対策を講じている。

### 2 水防法に基づく洪水対策

#### (1) 洪水予報河川の指定【国、県】

国及び県は、洪水により相当な損害の生ずるおそれのある河川を洪水予報河川として指定し、洪水の恐れがあるときは、気象庁長官と共同して、国土交通大臣は県知事に、県知事は水防計画で定める水防管理者等(町長)に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知することとなっている。

町内の指定状況は次のとおりである。

- ・国管理河川：鬼怒川
- ・県管理河川：なし

#### (2) 水位周知河川の指定【国、県】

国及び県は、洪水予報河川に指定された以外の河川のうち、洪水により相当な損害を生ずるおそれがある河川を水位周知河川として指定し、避難判断水位（氾濫注意水位を超える水位であって洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。）を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、国土交通大臣は県知事に、県知事は水防計画で定める水防管理者等(町長)に通知するとと

もに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知することとなっている。

町内の指定の状況は次のとおりである。

- ・国管理河川：なし
- ・県管理河川：なし

### (3) 洪水浸水想定区域の指定【国、県】

国及び県は、洪水予報河川及び水位周知河川に指定された河川について、それぞれの河川の洪水防御に関する計画の基本となる降水量及び想定最大規模降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定する。

なお、洪水浸水想定区域の指定を行った国及び県は、指定区域及び浸水した場合の水深を公表するとともに関係市町村に通知する。

本町は、鬼怒川の洪水浸水想定区域に指定されている。

### (4) 避難体制等の整備【町、国、県】

1) 町は、洪水浸水想定区域の指定があったときは、地域防災計画において、少なくとも当該洪水浸水想定区域ごとに次に掲げる事項について定める。

ア 洪水予報等の伝達方法

イ 避難場所、避難路その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

ウ 洪水浸水想定区域内に地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）又は主として高齢者等の要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があるものがある場合は、これらの施設の名称、所在地及びこれらの施設への洪水予報等の伝達方法

2) 町は、上記1)の事項について町民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（洪水ハザードマップ等）の配付その他必要な措置を講ずる。

その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努めるものとする。

3) 町長は、避難について、「避難勧告等に関するガイドライン（内閣府防災担当）」を参考に、国又は県及び水防管理者等の協力を得つつ、災害事象の特性や収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域、避難指示（緊急）等の発令に係る具体的な判断基準及び伝達方法を明確にした実用性の高いマニュアル等を早期に作成する。

4) 国（気象庁、国土交通省）、県及び町は、関係機関の協力を得て、雨量、水位等の情報をより効果的に活用するための内容の拡充を図り、関係行政機関はもとより、報道機関を通じた一般への提供体制の整備を図る。

また、町は、高齢者、障がい者等の要配慮者にも配慮したわかりやすい情報伝達の体制の整備を図る。

5) 県は、町民に対して分かりやすくかつ迅速な河川情報（雨量、水位及び河川監視カメラによる映像等）の提供及び水害危険性の周知を図るため、水防情報テレメータシステム等の更新・充実を図るとともに、インターネットの活用及びホットラインの構築等の多様な手段による情報提供に努める。

## 3 「逃げ遅れゼロ」実現のための多様な関係者の連携体制の構築

### (1) 大規模氾濫減災協議会制度への参画

町は、国及び都道府県知事が大規模氾濫に対する減災対策をハード・ソフト両面から総合的・一体的に推進するために洪水予報河川・水位周知河川毎に組織する「大規模氾濫減災協議会」に

参画し、「水害対応タイムライン」に基づく避難勧告等の発令や、ICTを活用した災害情報の共有強化等について協議し、町民の円滑かつ迅速な避難を確保し「逃げ遅れゼロ」を目指す。

#### (2) 浸水実績等を活用した水害リスク情報の周知等

町は、町民の的確な避難の判断等に資するよう、洪水予報河川や水位周知河川に指定されていない中小河川についても、過去の浸水実績等を把握し、これを水害リスク情報として町民へ周知する。

##### ①浸水実績等の把握

町は、河川管理者（国や県）が保有する過去の浸水や河川の状況等の情報提供を受け、これを参考にして、浸水実績等の把握に努める。

##### ②水害リスク情報の周知

町は把握した浸水実績等を「水害リスク情報」として町民に周知する。周知には、ハザードマップを用いた配布や、電柱・看板等への記載、インターネットでの公表など、地域の実情を踏まえて適切な方法で実施する。

#### (3) 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等の義務化

町は、洪水及び土砂災害のリスクが高い区域にある要配慮者利用施設の管理者等に対し、避難確保計画の作成、避難訓練の実施を義務化し、利用者の確実な避難確保を図る。

なお、当該計画を作成しない要配慮者利用施設の管理者等に対しては、町長が作成の指示を行い、これに従わない場合はその旨を公表する措置をとることとする。

### 4 「社会経済被害の最小化」実現のための既存資源の最大活用

#### (1) 民間を活用した水防活動の円滑化

水防管理者等に水防活動のために認められている権限の一部を、水防管理者から水防活動の委任を受けた民間事業者が行使できることとし、民間事業者による水防活動を円滑化する。

民間事業者は、水防管理者から委託を受けた水防活動の範囲内に限り以下の権限を行使できるものとする。

緊急通行（法19条）：水防上緊急の必要がある場所に赴くときの私有地等の通行

公用負担（法28条）：水防のため緊急の必要があるときの他人の土地等の使用

#### (2) 浸水拡大を抑制する施設等の保全

輪中堤防や自然堤防等が存する区域が、洪水の際に浸水の拡大を抑制する効用を有する場合、水防管理者がこれを「浸水被害軽減地区」として指定し、保全を図る。

これにより、町民避難までのリードタイムを確保し、又は水防団等が土のう積み等を行う箇所を重点化し、もって水災による被害の軽減を図る。

### 第3 土砂災害防止対策

土砂災害がもたらす被害を防止、軽減するため、県及び防災関係機関と協力し、的確な活動に努める。

1 土砂災害への対応
------------

#### 1 土砂災害への対応【県、町】

県は、「土砂災害警戒区域」及び「土砂災害特別警戒区域」を指定する。

指定を行うに当たって、あらかじめ町長の意見を聴くとともに政令で定める事項を公示する。

本町では、土砂災害警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域、急傾斜地危険箇所等の指定はない。

しかし、定期的に防災パトロール等を実施するとともに、大雨など土砂災害を誘発するような場合にも随時パトロールを実施し減災に努める。

また、防災パトロールの結果、著しく危険と判断される急傾斜地においては、その土地の所有者、管理者又は占有者、被害を受けるおそれのある者に対して、危険である旨の説明をし、早期に急傾斜地崩壊危険区域に指定して行為制限ができるよう、調整する。

## 第4 土砂災害警戒情報の発表

県と水戸地方気象台は、大雨警報発表中において、大雨による土砂災害発生の危険度が高まり、より厳重な警戒が必要な場合に、町の防災活動や町民の避難行動を支援するため、土砂災害警戒情報を発表する。

- |   |             |
|---|-------------|
| 1 | 発表対象地域      |
| 2 | 発表及び解除      |
| 3 | 伝達体制        |
| 4 | 土砂災害警戒情報の活用 |

### 1 発表対象地域【県・水戸地方気象台】

土砂災害警戒情報は、市町村を発表単位とし、土砂災害警戒区域を有する次の40市町村を発表対象とする。

水戸市・日立市・土浦市・古河市・石岡市・結城市・龍ヶ崎市・下妻市・常総市・常陸太田市・高萩市・北茨城市・笠間市・取手市・牛久市・つくば市・ひたちなか市・鹿嶋市・潮来市・守谷市・常陸大宮市・那珂市・筑西市・坂東市・稲敷市・かすみがうら市・桜川市・神栖市・行方市・銚田市・茨城町・小美玉市・大洗町・城里町・東海村・大子町・美浦村・阿見町・つくばみらい市・利根町

### 2 発表及び解除【県・水戸地方気象台】

#### 【発表】

大雨警報発表中に、予測雨量等による計算値が県と水戸地方気象台が監視する基準（危険降雨量）を上回ると予測されるとき。

#### 【解除】

予測雨量等による計算値が県と水戸地方気象台が監視する基準（危険降雨量）を下回り、かつ短時間で再び基準を超過しないと予測されるとき。

### 3 伝達体制【県・水戸地方気象台】

土砂災害警戒情報の発表・解除があったときは、県はFAXにより市町村へ伝達するとともに、防災情報ネットワークシステムにより注意報・警報と同じ関係機関及び町等へ伝達する。

### 4 土砂災害警戒情報の活用【町】

町は、避難勧告等の判断基準の設定に土砂災害警戒情報を活用するとともに、必要に応じて基準の見直しを行うものとする。

## 第5 道路の安全対策

水害等に備えての道路の災害予防及び維持補修に努める。

### 1 道路

#### 1 道路

##### (1) 道路建設上配慮すべき事項【町、道路管理者】

- 1) 平面線形、できるだけ河川との接近や湿地、沼等を避ける。
- 2) 縦断線形、平坦地における切土法面はなるべく取らず、水田等を通過する場合、洪水により水位の増に対し安全な高さをとる。
- 3) 横断勾配、路面水をすみやかに側溝に流下させるに必要な勾配を確保する。
- 4) 路側、横断構造物、切土部において法長が大きく崩土のおそれのある箇所、盛土法面で常に水と接する部分（堤防併用）、水田を通る部分等にはコンクリート擁壁、間知石積を施し法面の保護を図る。
- 5) 横断排水構造物は、洪水時に十分な排出の出来る通水断面とする。
- 6) 排水側溝は、路面水を速やかに排水路に導き、地下水が高く路面排水困難な所には暗渠等を設置する。

##### (2) 路面冠水箇所、異常気象時通行規制区間及び特殊通行規制区間【県】

本町には、茨城県調査による路面冠水箇所、異常気象時通行規制区間及び特殊通行規制区間は存在しない。

##### (3) 道路防災事業計画【町】

災害防除事業等により、災害の発生するおそれのある危険箇所を緊急度の高い箇所から逐次解消を図る。

## 第6 学校等の安全対策・文化財の保護

町教育委員会は、学校及びその他の教育機関（以下「学校等」という。）における幼児・児童・生徒等（以下「児童生徒等」という。）及び教職員の安全を図り、教育活動の実施を確保するため、災害を予防する措置を講ずるとともに、私立学校設置者等に対し、指導・助言を行うものとする。

- |  |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1 防災上必要な教育の実施</li><li>2 防災上必要な訓練の実施</li><li>3 消防・避難及び救助のための施設・設備等の整備</li><li>4 学校等施設・設備の災害予防措置</li><li>5 文化財保護</li></ol> |
|--|

### 1 防災上必要な教育の実施【各学校】

- (1) 学校等の長（以下「校長等」という。）は、児童生徒等の安全を図るため、防災に関する事項を盛り込んだ学校安全計画を作成し、安全教育が適切に行われるよう努める。
- (2) 教育委員会は、防災対策資料の作成・配布及び研修を実施し、関係教職員の災害及び防災に関する専門的知識の醸成及び技能の向上に努める。
- (3) 教育委員会は、公民館等社会教育施設における諸活動並びに社会教育等団体の諸活動を通じ、防災思想の普及を図る。

### 2 防災上必要な訓練の実施【各学校】

- (1) 校長等は、児童生徒等の安全を図るため、地域の実情に応じた避難等の防災上必要な訓練を定期的に実施する。
- (2) 校長等は、関係教職員に対し、地域の実情に応じ、災害の状況を想定した警報の伝達、初期消火等の防災上必要な訓練を定期的に実施する。
- (3) 学校等は、地域社会で実施する合同訓練には、積極的に参加するよう努める。

### 3 消防・避難及び救助のための施設・設備等の整備【町、各学校】

災害発生の場合、迅速かつ適切な消防・避難及び救助が実施できるよう消防、避難及び救助に関する施設、設備等の整備及び救急医療用資材等の備蓄に努める。

### 4 学校等施設・設備の災害予防措置【町、各学校】

災害による学校等施設・設備の被害を予防し、児童生徒等の安全と教育活動の実施を確保するため、次の計画について実施する。

- (1) 学校等施設・設備を火災及び台風等の災害から防護するため、建物の建築に当たっては、鉄筋コンクリート造、鉄骨造等による不燃堅牢構造化を促進する。
- (2) 校地等の選定・造成をする場合は、崖崩れ・台風等の災害に対する適切な予防措置を講ずる。
- (3) 学校等施設・設備を災害から防護するため、定期的に安全点検を行い、危険箇所、補修箇所等の補強補修等を実施し、特に電気工作物、電気用品、ガス設備、その他の危険物がある施設では、適切な管理に努める。

### 5 文化財保護【町】

防災施設・設備（収蔵庫・火災報知器・消火栓・貯水槽・避雷針）の整備の促進を図る。なお、文化財の所在の明確化及び見学者に対しての防災のための標識等の設置を図る。

## 第7 農地・農業の安全対策

農地や農業用施設への災害を未然に防ぐため、老朽化した農業用ため池の改修や農地等に冠水被害が発生している地域の排水改良等を目的とした以下の対策を実施する。

また、大雨による破損等で決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのある農業用ため池について、ハザードマップの作成等により適切な情報提供を図るものとする。

- |        |
|--------|
| 1 農地計画 |
| 2 農業計画 |

### 1 農地計画【町、土地改良区等】

#### (1) ため池等整備事業【町、土地改良区等】

築造後における自然的、社会的状況の変化等に対応して早急に整備を要する農業用のため池(災害防止用のダムを含む。以下同じ。)、頭首工、樋門、水路等の用排水施設の改修又は当該施設に代わる農業用排水施設の新設並びにこれらの附帯施設の新設又は改修を行う。

#### (2) 湛水防除事業【町、土地改良区等】

既存の農業用排水施設の耐用年数が経過する以前において、立地条件の変化により、湛水被害を生ずるおそれのある地域(原則としてかつて応急の湛水排除事業が実施された地域)で、これを防止するために排水機、排水樋門、排水路等の新設又は改修を行う。

#### (3) 水質障害対策事業【町、土地改良区等】

農業用用水路・排水路の水質汚濁による農作物等への被害を解消するため、用排水路の新設、改修又は水質浄化施設の整備を行う。

#### (4) 地盤沈下対策事業【町、土地改良区等】

地盤の沈下を防止するため、地下水の採取が法令等により規制されている地域において、地盤の沈下に起因して生じた農用地及び農業用施設の効用の低下を従前の状態に回復するために農業用排水施設の新設又は改修を行う。

### 2 農業計画【町、農業従事者】

#### (1) 災害の未然防止対策【町、農業従事者】

##### 1) 気象情報等の情報の伝達体制の確立

災害からの農作物被害を防ぐため、気象注意等の情報の伝達体制を確立し、農家等の事前対策に供する。

##### 2) 農業共済加入率の向上【町、農業従事者】

農作物被害による損失に備えて、農業共済加入を促進する。

#### (2) 農林漁業災害対策委員会の設置【町、農業従事者】

長期的な異常気象などにより、農作物への影響が予測される場合や、台風等の災害により被害が生じた場合には、必要に応じて対策委員会を設置し、被害農家の救済対策、災害による農作物被害の軽減及び未然防止対策等について検討する。

#### (3) 資材の確保【町、農業従事者】

##### 1) 防除器具の整備

町等の病虫害防除器具並びに災害防護器具を整備し、円滑に使用できるようにする。

2) 薬剤等

災害の発生が予測される場合は薬剤等が迅速に確保されるよう常総ひかり農業協同組合等を通じて必要災量の備蓄を行う。

3) 飼料

災害に備え、最低数日間の飼料を備蓄する。

**(4) 家畜対策【町、農業従事者】**

- 1) 低湿地畜舎は周囲の盛土や排水路の整備を行う。
- 2) 増浸水の場合を想定して避難移動場所の確保を図る。
- 3) 倒壊流失の懸念のある畜舎の補修を行う。

## 第8 気象業務整備計画（水戸地方気象台の対応等）

水戸地方気象台は、気象災害の予防や交通安全の確保のために、次のような取組を進めている。

- 1 防災気象情報の改善・充実
- 2 防災、報道機関等への防災気象情報の利用促進
- 3 防災知識・災害に関わる気象の普及や広報
- 4 町の危機管理体制への協力

### 1 防災気象情報の改善・充実【水戸地方気象台】

#### （1）土砂災害警戒情報の導入

県と水戸地方気象台は、大雨警報発表中において、大雨による土砂災害発生の危険度が高まり、より厳重な警戒が必要な場合に、町の防災活動や町民の避難行動を支援するため、土砂災害警戒情報を発表する。

#### （2）「竜巻発生確度ナウキャスト」「雷ナウキャスト」の提供

局地的に発生し急激に発達する激しい突風や雷による災害の防止・軽減に向けて、竜巻等の発生確度や雷の激しさを予測し、平成22年5月から分布図型式で「竜巻発生確度ナウキャスト」「雷ナウキャスト」の提供を開始する。

### 2 防災、報道機関等への防災気象情報の利用促進【水戸地方気象台】

#### 【防災、報道機関等への防災気象情報の利用促進】

- （1）様々な機会を通じ、町民に対して気候特性や気象情報に関わる理解の促進、啓蒙を図る。
- （2）市町村など防災機関が主催する講演会等へ講師を派遣し、防災気象情報の種類・内容などについて周知徹底し、利用を促進する。
- （3）報道機関における防災気象情報の迅速な伝達を徹底するため、注意報の内容や運用に関わる事項について意見交換を行い、理解の促進に努める。
- （4）台風の接近などの甚大な災害をもたらすことが予想される場合に防災機関や報道機関を対象に説明会等を開催し、災害の予防に寄与する。
- （5）大雨や暴風等によって人的な被害を伴う災害が発生した場合には関係機関等と現地調査を実施し、適宜調査結果を公表する。

### 3 防災知識・災害に関わる気象の普及や広報【水戸地方気象台】

#### 【防災知識・災害に係る気象の普及や広報】

- （1）町民の防災知識や災害に関わる気象についての理解の促進、啓蒙を図る。
- （2）気象教室や防災気象講演会等を広く開催する。また、防災や気象・気候情報に係る講演会等へ講師を派遣する。
- （3）水戸地方気象台や東京管区気象台のホームページの一層の充実を図り、インターネットを活用した情報提供、知識の普及、広報を行う。
- （4）茨城県や市町村等が作成する広報資料や防災に関わる資料の作成に対し、助言や協力をを行う。

#### 4 町の危機管理体制への協力【水戸地方気象台】

##### 【町の危機管理体制への協力】

- (1) 危機管理に係る各種会議に積極的に出席、参加する。
- (2) 各関係機関が実施する災害時に備えた防災訓練、水防訓練等に積極的に協力する。
- (3) 災害の発生状況により情報提供を行う。また、要請に応じ専門家の派遣等を適宜行う。

## 第9 災害用資材・機材等の点検整備計画

町及び関係機関等は、それぞれの法令の定めるところにより災害応急対策又は災害復旧に必要な資材、機材等を整備するとともに点検を励行し有事に備えるものとする。

- |  |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1 水防・消防等の備蓄資機材の整備</li><li>2 医療・助産及び防疫用備蓄資機材の整備</li></ol> |
|--|

### 1 水防・消防等の備蓄資機材の整備【町、防災関係機関】

災害時に有効適切に使用できるよう、逐次水防、消防等の災害用備蓄資機材の整備、充実に努めるものとする。

### 2 医療・助産及び防疫用備蓄資機材の整備

医療・助産及び防疫用備蓄資機材の整備については、第2編 地震災害対策計画 第2章 地震災害予防計画 第3節 被害の軽減・防止 第3「医療救護活動」を準用する。

## 第3節 被害軽減・被災者支援

### 第1 火災予防計画

第2編 地震災害対策計画編 第2章 地震災害予防計画 第3節 被害の軽減・防止 第2「消防力、救助・救急活動の強化」及び第2編 地震災害対策計画編 第2章 地震災害予防計画 第2節 地震に強いまちづくりの推進 第5「危険物等施設の安全確保」を準用する。

### 第2 指定避難所・指定緊急避難場所の整備

第2編 地震災害対策計画編 第2章 地震災害予防計画 第4節 被災者支援 第1「指定避難所・指定緊急避難場所の整備」を準用する。

### 第3 食料・生活必需品の供給体制の整備

第2編 地震災害対策計画編 第2章 地震災害予防計画 第4節 被災者支援 第2「食料・生活必需品の供給体制の整備」を準用する。

### 第4 要配慮者安全確保のための備え

第2編 地震災害対策計画編 第2章 地震災害予防計画 第4節 被災者支援 第3「要配慮者安全確保のための備え」を準用する。